（医療法施行規則の一部改正）

第五条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三各号列記以外の部分を次のように改める。

法第七十一条の五第一項及び令第五条の二十三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第二号から第四号までに掲げる権限及び第五号に掲げる権限（法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第六十三条第一項及び第六十四条第一項に規定するものに限る。）を自ら行うことを妨げない。

第四十三条の三中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同条第五号中「法第七条第一項から第三項まで」の下に「、第八条の二第二項」を「第十五条第三項」の下に「、第二十三条の二」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「法第四十六条の二第一項ただし書」を「法第四十四条第三項、第四十六条の二第一項ただし書」に改め、「第四十六条の三第一項ただし書」の下に「、第四十六条の四第五項、第六項及び第七項第四号」を「第五十二条」の下に「、第五十六条の六、第五十六条の十一、第五十六条の十二第三項及び第四項」を加え、「、第六十四条第一項並びに第六十八条」を「並びに第六十四条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　令第五条の十一第一項に規定する権限

第四十三条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第十二条の三に規定する権限

第四十三条の三に次の一項を加える。

2　法第七十一条の五第二項及び令第五条の二十三第二項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が前項第五号に掲げる権限（法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第六十三条第一項及び第六十四条第一項に規定するものに限る。）を自ら行うことを妨げない。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則）

第六条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（法第三条第四号の厚生労働省令で定める機関の事務所）

第四条　法第三条第四号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　日本年金機構（以下「機構」という。）がした国民年金の保険料その他国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による徴収金の賦課、徴収又は同法第九十六条の規定による処分（以下この条において「処分」という。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下同じ。）とし、審査請求人が処分につき経由した機構の事務所がある場合にあつては、当該経由した機構の事務所（年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。）

二　厚生労働大臣がした処分に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき経由した地方厚生局、機構の事務所（従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）又は国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所

三　市町村長がした処分に対する審査請求にあつては、当該処分をした市町村

（船員保険法施行規則の一部改正）

第七条　船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十八年厚生省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第八条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3　前項の規定により事業主（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の適用事業所の事業主に限る。）が所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出する届書であつて事業の期間が予定される事業以外の事業（労働保険事務組合（徴収法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合をいう。以下同じ。）に労働保険事務（同条第一項に規定する労働保険事務をいう。以下同じ。）の処理を委託するものを除く。）に係るものの提出は、年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条の年金事務所をいう。）を経由して行うことができる。

第四十六条の十九第一項第四号中「徴収法第三十三条第三項の」、「（以下「労働保険事務組合」という。）」及び「同条第一項の」を削る。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第九条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の四の次に次の一条を加える。

（通知の権限の引継ぎ等）

第七条の二の五　法第九条第十三項において準用する国民年金法（次項において「準用国民年金法」という。）第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が通知の権限を自ら行うこととする場合においては、日本年金機構（次項において「機構」という。）は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　通知の権限を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　通知に必要な帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

2　準用国民年金法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行つている通知の権限を行わないこととする場合においては、厚生労働大臣は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　通知の権限を機構に引き継ぐこと。

二　通知に必要な帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

第三十二条の二十五中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改める。

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第十条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第一項及び第十三条を除く。）中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

第二条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

第二条第一項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同項第四号中「（旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十五条（以下「旧法第六十五条」という。）第一項第一号に規定する公的年金給付をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　公的年金給付（旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十五条（以下「旧法第六十五条」という。）第一項第一号に規定する公的年金給付をいう。以下同じ。）を受ける権利の有無